

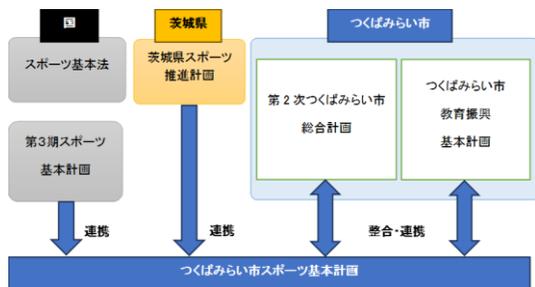
第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

『つくばみらい市スポーツ基本計画』は、それぞれ2023年3月に策定された「第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）」及び「つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）」に示されたスポーツ振興の目指す姿を明確にし、市民にスポーツ・レクリエーションの機会が提供され、健康で活力にあふれた市民生活を実現できることを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）の分野別計画の一つであるため、この総合計画と、つくばみらい市教育振興基本計画（後期基本計画）との整合性を踏まえるとともに、国／スポーツ庁が2022年3月に策定した第3期スポーツ基本計画並びに茨城県教育委員会が2015年3月に策定した茨城県スポーツ推進計画との連携にも配慮した計画とします。



3 計画の期間

本計画は、2024年度からの中長期的な計画とします。

4 計画策定に当たって

本計画の策定に当たり、市民アンケート調査の結果並びに一般市場レポートからのデータを参考としました。

市民アンケート「推進計画策定アンケート調査」

実施日： 2022年1月11日～2月8日

対象者： 小学5年生240名

中学2年生139名

市内在住16歳以上の1000人を無作為抽出

調査方法： 郵送による配布・回収インターネットによる回答

回収状況： 小学校 — 224名（有効回答率 93.3%）

中学校 — 127名（有効回答率 91.3%）

一般市民 — 373名（有効回答率 37.3%）

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

『すべての市民に様々なスポーツ・レクリエーションの機会が提供される、健康で活力にあふれた市民生活を実現するまちを目指します。』

2 基本方針

本計画で掲げる目指す将来像を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。

基本方針1：生涯スポーツの推進

現状と課題	スポーツはごく一部の方のみ行われ、気軽に参加できるイベントも少ない	施策内容
	<ul style="list-style-type: none"> 運動を実際に行っている方が64%であり、していない方が36%である。 市主催のスポーツイベントの数が少ない 部活動の持続可能性に危機 	
		<ul style="list-style-type: none"> スポーツへの多様な機会の創出 クラブ活動支援 選手・指導者育成

基本方針2：スポーツによる健康保持増進

現状と課題	スポーツをしたくても身近に適切な施設がない	施策内容
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の多くは健康であると認識しているものの、運動の必要性を感じている。 スポーツをしていない方の施設側に関する主な理由は「身近に適切な施設や場所がない」だった。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 生涯スポーツの推進 年少人口におけるスポーツ活動の推進 高齢者の健康づくりの推進 障がい者スポーツの推進

基本方針3：スポーツ施設の充実

現状と課題	既存施設の老朽化/ニーズとのミスマッチ	施策内容
	<ol style="list-style-type: none"> 施設の老朽化 多くの施設は2006年の合併以前にできたものであり、建築から40年以上の施設も多数ある。 市民のニーズ（義務教育終了後の市民） 本市の既存施設には屋内型温水プールがないが、常総運動公園の本市市民利用状況・アンケート結果・一般的な運動種目のニーズを見ると、プールのニーズが高い。 市民のニーズ（年少人口の市民） やったことがないスポーツにニーズが有る。 	
		基本方針1及び基本方針2の達成が期待でき、かつ市民のニーズに合ったスポーツ施設として、屋内型温水プールを含めた新しいスポーツが体験できる施設の整備を検討することとします。

第3章 施策の展開

基本方針1:生涯スポーツの推進

運動・スポーツを「する」「見る」「支える」の3つの側面から考え、様々なスポーツの機会の創出、部活動の問題（部員不足、指導者不足等）解決、市民が誇りに思い応援したくなるような本市の選手の育成を通じ、生涯スポーツを推進します。

- (1) スポーツへの多様な機会の創出
 - ・基本方針3と連動し、新しい施設（屋内型温水プール等）を利用した年齢層ごとの市民向けイベント・障がい者向けのイベントを開催します。
 - ・同じく、新しい施設（屋内型温水プール等）を利用し大会を誘致します。
 - ・プロ選手や国際レベルの選手から指導を受けられるスポーツ教室を実施します。
- (2) クラブ活動支援
 - ・本市地区特性を踏まえ、各校の実情を鑑みながら合理的で効率的な合同部活動の推進について検討します。
 - ・部活動の段階的な地域移行について、スポーツ庁の取り組みに整合性を持たせつつ、本市の総合型地域スポーツクラブであるスポーツクラブみらいやスポーツ協会等各団体の協力等も得ながら、運動部・文化部の如何に関わらず対応していきます。
- (3) 選手・指導者育成
 - ・従来から実施しているつくばみらい市スポーツ・文化振興奨励金の交付に加え、日本スポーツ協会公認指導者の基礎資格取得に関して情報提供や助言を行う等により指導者育成を推進します。

基本方針2:スポーツによる健康保持増進

基本方針1で示された生涯スポーツの推進を通じ、また基本方針3と連動し新しい施設を活用しながら市民の健康保持増進を推進します。幅広い年齢層に対し健康保持増進を推進する上では以下を重視します。

- (1) 生涯スポーツの推進
 - ・義務教育終了後の市民のスポーツ実施率（63.5%、2022年1月時点）を、第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）期間終了時（2028年3月予定）に75%とすることを目指し、幅広い世代の市民が様々なスポーツに触れる機会を提供し、生涯スポーツの推進を図ります。
- (2) 年少人口におけるスポーツ活動の推進
 - ・遊びを発展させた楽しく身体を動かすためのアーバンスポーツ施設を含めた環境整備を検討し、年少人口におけるスポーツ活動を推進します。
 - ・新規に整備する施設を利用し、学校教育に加え、楽しみながら基礎体力の向上に効果のある水中活動等を利用した教室を実施します。
- (3) 高齢者の健康づくりの推進
 - ・介護が必要な状態となることを予防し健康寿命と平均寿命との差を縮小できるよう、運動習慣をつけることができ、無理なく体力向上が目指せるような事業を展開します。
- (4) 障がい者スポーツの推進
 - ・既存の市内スポーツ施設においてバリアフリー化が不十分な施設に対し、スロープの設置、トイレや更衣室の改修等を行い、運動習慣をつけていただく足がかりとします。
 - ・整備を検討する屋内型温水プール等の施設においては、障がい者が利用しやすい施設とするだけでなく、専門的な指導者による障がい者向けの教室を定期的で開催します。

基本方針3:スポーツ施設の充実

アンケート調査から得られた市民のニーズや日本全体の傾向を踏まえつつ、基本方針1及び基本方針2を実現できるようなスポーツ施設の整備を検討します。

- (1) スポーツ施設の整備
 - ・幅広い年代層の市民の健康保持増進を図るとともに、様々なタイプの利用（授業、水ウォーキング、泳ぎの初級者・中級者・上級者）がある程度同時に可能となるようなスペースを有し、入退水を含め高齢者や障がい者の利用のしやすさ・運動のしやすさに十分配慮した屋内型温水プール等の整備を検討します。
 - ・忙しゅうなかなか運動する時間を設けることができないような市民が、移動することなく短時間で様々なことを行えるよう、トレーニングジム・多目的ルーム等の併設、更衣室・シャワー室に加えてサウナ・スパ等の整備、屋上や周囲を緑化してウォーキングコースを併設する等により、一か所で様々な運動やレジャーを実施できるよう検討します。
- (2) 新しいスポーツを体験する施設の整備
 - ・年少人口を主なターゲットとしてスポーツ環境を充実させ、スポーツによる健康保持増進を図るため、アーバンスポーツ等の施設整備を検討します。
 - ・アーバンスポーツパークについては、次城県内の複数の自治体が既に整備を完了していますが、パークのタイプは様々であることから、専門家の意見を伺いながら県内周辺の自治体と重複しない、かつ年少人口が遊びや文化的要素を取り入れ、複数のスタイルのスポーツを通じ、楽しみながら体を動かせるような施設の整備を検討します。

第4章 推進体制

本計画に位置付けた施策を着実に推進していくため、市民等、地域、スポーツ団体、事業者及び市がスポーツ推進の重要性を認識し、互いに連携・協働しながら、自主的・主体的な取り組みを図るようにします。

施策の進行管理にあたっては、PDCAサイクルにより適切に行い、毎年「つくばみらい市スポーツ推進審議会」において取り組みの進捗状況を確認します。また、市民のニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを行い、本計画の最終年度（次期計画の見直し時）には、示した方針がどのような状況となっているか定性分析することにより評価と、その検証を行います。

